

△こども青少年局関係

午後1時52分再開

◆（加納委員） 公明党の加納です。質問をさせていただきます。

まず初めに、児童虐待対策について御質問させていただきますが、先ほど来の委員のほうからも御質問が来るありました。私も新聞報道を見て大変怒りを覚えています。そういった意味で今の児童手当の問題等々ありますけれども、私も今回質問するに当たって乳児院、母子寮その他複数のところにお邪魔させていただいて、本当に児童虐待で大変な思いをしているゼロ歳児、1歳児、そういうところにお邪魔させていただいて一生懸命生きていますお子さんたちを見ながら、一方で先ほど来の事案があった。非常に残念でございます。冒頭、山田副市長に先ほど来の議論を踏まえてもう一度所感をいただければと思います。

◎（山田副市長） 私も青葉区の事案は大変残念だと本当に思っております。私自身はこの話を耳にしたのは随分後でございます、そういう意味では外の人から教えていただくまで私に報告が上がらなかったということも、これは私としても非常に反省するところがございますし、もしかすると、現場の中で児童虐待の話が非常に、プロジェクトなどもやっている関係でかえって迅速に上がらないなどということがあったら、これは本末転倒なのですけれども、そういうような雰囲気になかったのかとか、そういったことを非常に反省しているところでございます。

◆（加納委員） 私も幾つか質問を用意してきましたけれども、さきの委員の方たちから幾つかありましたので重複することもありますので、ちょっと角度を変えながら確認のために質問させていただきますけれども、今、副市長がおっしゃった、いわゆる児童虐待プロジェクトの意義と目的をもう一度確認させてください。局長。

◎（鯉淵こども青少年局長） 本市でも児童虐待が後を絶ちません。特に昨年は港北区の虐待死事件、戸塚区の虐待事件が相次いで明らかになりました。このため、本市における児童虐待対策のあり方を抜本的に総合的に検討し、具体的な施策に反映させるため、児童虐待に関係する局と、その対応に直接携わる児童相談所、区福祉保健センターの職員による合同のプロジェクトチームをつくったものでございます。

◆（加納委員） 先ほどもありました港北区と戸塚区の事例、そして瀬谷区の実例もありましたけれども、特に港北区と戸塚区の実例で何がわかったのか、何が総括されたのか、もう一度確認します。

◎（鯉淵こども青少年局長） 港北区の実例につきましては、たび重なる児童相談所職員、また区の職員がかかわっている中で本児の状況確認が結果的に十分にできず、その兄弟児のお子さんのほうに目が向いていたわけでございますが、そういう意味では踏み込みが足りないというか、きちんとした把握が足りなかったということが一番のポイントではないかと私は思って受けとめました。また、戸塚のことにつきましては、学校との連携が不十分だった点について私自身は強く反省しているところでございます。

◆（加納委員） 過日の新聞報道を見させていただきました。育児支援引き継ぎ放置ですけれども、12月14日の電話での話の中身がここに書かれています。いわゆる母親が精神不安定のため支援をお願いしたい、これは事実でしょうか。

◎（鯉淵こども青少年局長） 精神的なことにつきましては非常にナーバスな問題だと思っておりますので、そのことについてのコメントは控えさせていただきます。

◆（加納委員） これは一番大事ですから、これを書かれた記者に私は質問しました。そうしましたら、この記者は、情報源はもちろん出せませんが、いわゆるこの局の幹部職員の方からきちんと調査をし、聞きました、こういう話でこの記事に書かれたと記者はおっしゃっていました。そういった意味では、これ以上は言いませんけれども、非常にナーバスな問題ですから、要は、精神不安定だとすれば児童虐待を疑われる範疇

に入るのです。これは非常に大事な話ですよ。

そこで、もう一つこの新聞には引き継ぎの方法についてのマニュアルがないと書いてありますが、マニュアルはありますよね。そこで、横浜市子ども青少年局と区福祉保健センターが平成20年1月に作成した、先ほど局長も言っていました、養育支援マニュアルとはどんなものなのか、何が書かれているのか、お伺いいたします。

◎（鯉淵子ども青少年局長） 養育支援マニュアルの内容でございますが、養育支援の目的、妊娠期、乳幼児期、学童期といった各時期に応じた支援の内容、不適切養育の5段階分類とチェックシート、養育支援ケースの進行管理のほか、医療機関、児童相談所との連携等について書かれております。教育支援全体のあり方について書かれておりますが、今回特に議論になっております、そうした引き継ぎ事例があった場合の対応の期限だとか、そういったものは書かれていない状況でございます。現在のマニュアルは平成20年に改訂されたものですが、今回の事件、また虐待対策プロジェクトの検討結果も踏まえ来年度改訂をしております。

◆（加納委員） 福祉保健センターはこのマニュアルを使うことになっているのですか。このマニュアルどおりに動くとなっているのでしょうか。

◎（鯉淵子ども青少年局長） なっております。

◆（加納委員） 私は青葉区へ行ってきましたよ。そうしたら、担当者はそれぞれの地域性がある、それぞれ区に独自性があるのだと、したがって、このマニュアル云々ということについては今局長がおっしゃったように使われなければいけないとか、これに沿ってやらなければいけないなどという認識はなかったですよ。局長。

次に、他都市から横浜市各区へ不適切な養育ケースとして引き継がれたケースの数が合計どのようになっているのか。昨年の4月から12月まで、本市と青葉区の数を伺います。

◎（鯉淵子ども青少年局長） 22年4月から12月の間に他の自治体から横浜市の各区に不適切養育の課題があるとして引き継がれた件数は、横浜市全体で44件、うち青葉区は2件となっております。先ほどのマニュアルの不徹底につきましては、私どもも反省材料の一つとしたいと思っております。

◆（加納委員） この青葉区の不適切ないわゆる養育等の課題があるものは2つありますよ。そのうちの1つが今回の事案ですか。

◎（鯉淵子ども青少年局長） そのとおりです。

◆（加納委員） そうなのです。この2つが不適切な養育の可能性のあるからしっかりと確認しなければだめなのだという事案なのです。それをわかっていながら実はできていなかったということですよ。それは療育支援マニュアルにきちんと書いてあるのです。どういう資料をつくったらいいのか、どういう表に書かなければいけないのか、それから港北と戸塚の例で共有化しなければいけないとか、幹部職員がそこにかかわらなければいけないとかいうのが全部書いてある。

そこで、浜松市から不適切な養育ケースとして青葉区の区福祉保健センターに紹介された子供が1カ月も放置され、死亡し、司法解剖に至るまでの青葉区の不適切な対応の課題をこの養育支援マニュアルに沿って確認、説明してください。

◎（鯉淵子ども青少年局長） マニュアルでは、他都市から引き継がれた場合に、まずは養育支援カンファレンスを開きまして、どういった対応をしていくかということについて情報を共有し、その後、個別にその当該の御家庭に対して必要な支援をしております。訪問等、必要に応じてそういった確認もしながら実際の支援をしていくことを決定していくことになります。

◆（加納委員） それだけではなくて、もっと細かいことを言うと幾つかあるけれども、養育支援カンファレンスでもやっていないでしょう。12月7日であって、次は1月11日なのにカンファレンスも受けていない。しかも、このマニュアルに書いてあるように、養育支援台帳もない。養育支援個人表もない。それから不適切な養育のチェックシートについてもない。局長、そうでしょう。

◎（鯉淵こども青少年局長） おっしゃるとおりです。

◆（加納委員） そうしますと、1月20日に青葉区から報告を受けながら、なぜ局長は現場に行って確認するように指示をせず1カ月も放置したのですか。

◎（鯉淵こども青少年局長） 私もその点は反省しておるところでございます。局としても速やかな対応をしてこなかった問題点を感じております。今後そうした点につきましてもしっかりと振り返りをいたしまして今後には生かしてまいりたいと思っております。

◆（加納委員） つまり局もできていなかったのですよ。

これは区がつくった、私どもが資料要求をしたらこれをもらいましたよ。（資料を提示）これも間違いですよ。基本となる資料そのものが間違いですよ。ソーシャルワーカーが電話を受けて地区担当に渡したけれども、実は地区担当が休みでいなかったとか、ここには地区担当にきちんと情報を流しますと書いてあるけれども、後で確認してください。ここに記載されている地区担当さんは2日間いなかったです。それから、先ほど局長は1月5日に浜松から通知文をいただいたと言ったけれども、青葉区の総務課に確認しました。28日に送付されて29日か30日に来て1月4日に明確にお渡しをしましたということを係長から確認した。1月5日でもない。だから、1月4日に来ているものを2日間も置いて6日に開いているということと、4日に本来いるべき人がいなかったとか、この資料そのものも実は間違えているところが幾つかある。それを局がいまだに確認していないということが私はおかしいと言うのです。

それから、局長のところは1月20日に担当課長が説明をした。でも、局長のところは説明したのは本来2種類あるべきなのだけれども、1種類しか説明していない。経過、経緯しか説明していないですよ。局長が1月20日に担当から説明を受けたのは経過、経緯だけでしょう。

◎（鯉淵こども青少年局長） 冒頭の1月4日、5日のことからお答えしますが、済みません、先ほど私1月5日と申し上げましたが、それは先生がおっしゃるとおり、多分1月4日に文書としては届いていたのだと思いますが、担当者が開封したのが、4日が休みだったものですから5日になったということで聞いております。また、後段ですが、私が1月20日に部下から聞いたことは、先生のおっしゃるとおり、経過についての資料でございました。

◆（加納委員） 局長、これを見たらいいですよ。1月5日に開封したのではないのですよ。この資料を見てごらんください。1月6日に開封したと書いてありますよ。

◎（鯉淵こども青少年局長） 先生の御指摘を受けて、区のほう間違えたことを認めたということを知っております。

◆（加納委員） それから、局長になぜきちんとした資料を渡して御説明しないのですか。そういうシステムなのですか。副市長、どう思いますか。

◎（山田副市長） ある程度いろいろな情報を短時間でわかりやすく理解してもらおうという意味ではしよったような情報が上げられたのだと思いますが、事の内容がセンシティブな内容であるということを踏まえまして、今から振り返ると、もう少し正確性を期したものが局長に届けられるべきであったかなとは思いますが。

◆（加納委員） 実は12月14日に電話であった、精神的な不安定ということが新聞記事に書いてある。新聞記者の方は皆さん方のどなたかから情報としてきちんと面談で聞いたという話をしています。そこから先は言わないけれども、それから、12月20日に手当を受けに母子が来た。本来は手当ですから、その手当の申請をすればいいものを、ソーシャルワーカーさんは記録に残したのです。総合相談票と言ったかな。残したのです。なぜ残したのですかと聞いたら、とてもその母子が不安定だった、不安だった、とても不安で記録に残さざるを得なかったですと実は言っているのだよ。つまり12月14日の電話も12月20日のソーシャルワーカーの対応も不安だったと。1月に来たいわゆる通知文だって同じように、これは不適切な養育支援ですよ。そのケースでしょう。それなのに何も動いていないというのは先ほど来から言われていた議論の中身の結果ですよ。

しかも、そこまで来ると、本来だとその段階で児童虐待を疑わなければならない範疇なのです。それは養育支援マニュアルにも書いてあるし、皆さん方のガイドブックにも書いてあるし、それから港北や戸塚の総括の中身ですよ。共有化しなさいとか、スピードを持ってとか、もう少し広い範囲で確認しましょうとか、全くできていない。しかも局も先ほど来言っているように1カ月も放置している。そして私よりかもまだ情報を入手していない。いまだに調査をしている。こんなことで本当に、先ほど来、いわゆる児童虐待のプロジェクトが立ち上がったとか、報告書ができ上がったとか、そういうようなことで、局長は相談をしてくださいというが、相談など怖くてできないでしょう。

そこで、これは虐待ではないかという見方もあるのですけれども、局長、どうなのでしょう。

◎(鯉淵こども青少年局長) まず、今回の引き継ぎが基本的に市町村間の連絡です。児童相談所間の連絡ではなかったということが1つありますが、いずれにしましても、養育上課題があるということで他市から御連絡を受けた課題でもあり、先生の言われるとおり、児童扶養手当の申請の際の状況も不安を感じさせるものだったということです。そういう意味で、まずは足元の対応をきちんと考えていかなければならないということの一つの私どもが教訓とすべき事件となったのかなと思っております。

それで、先生がおっしゃった虐待かどうかの問題でございますが、このお子様は本当に残念ながら亡くなっております。現時点ではもう警察の捜査、判断を待つよりほかはないと受けとめております。

◆(加納委員) そこで、次に、副市長はこのことをいつ聞いて、その後どのように対応されたのでしょうか。

◎(山田副市長) 私は、2月17日だったと思いますが、実は市会の先生から御指摘をいただいて知りまして、その日のうちに局のほうから説明を受けたということでございます。

◆(加納委員) 次に、横浜市は1保健所18支所になりましたよね。それで、いわゆる福祉保健センターにおいて早期発見のために虐待事例というのは大事なのですけれども、その18区それぞれの福祉保健センターにおいて早期発見のための虐待事例の検証の判断の主な責任者は区ではどなたなのですか。

◎(鯉淵こども青少年局長) センター長になるかと思えます。

◆(加納委員) 局ではどなたになるのですか。

◎(鯉淵こども青少年局長) 私だと思えます。

◆(加納委員) それで、先ほど言ったように18保健所が1保健所になりましたけれども、保健所を1つにしたあのとき、福祉保健センター長が医師でなくてもよいとした横浜市のいわゆる機構改革がありましたね。そのときには、健康危機管理、緊急性、感染症に素早く対応するために1保健所にしたのだという話がありましたけれども、現在のこのような状況というのは1保健所18支所にした成果が出ていると副市長は思っていますか。

◎(山田副市長) 横浜市の保健所は、加納委員の御指摘のとおり、19年度に感染症や食中毒など健康危機の予防、発生時の対応を充実強化するために1保健所体制に再構築されたところでございます。児童虐待の対応においては従来どおり各区の福祉保健センターと児童相談所が情報を共有し、支援の方針を決めてございまして、保健所が1保健所体制に再構築されたことと今回のことは、これはこども青少年局自体は保健所としての区に対する指揮命令権を持っているわけではございませんので、特段の影響はなかったのではないかなと考えております。

◆(加納委員) 区は特段の影響どころではないですよ。たくさんあるのですよ。区は特に大変だと思いますよ。区の福祉保健センターなどは非常に大変だと思いますよ。

そこで、副市長、この児童虐待対策実行のために現在の職員数で対応できると思いますか。

◎(山田副市長) これはプロジェクトで今検討しているところでございますけれども、その検討結果を待つまでもなく、現場は非常に疲弊しているということを聞いてございます。とても対応できる状況ではないと理解しておりまして、厳しい財政状況の中で23年度もできるだけ手を打ち、さらにその後も手を打っていかうと考えております。

◆（加納委員） 区役所の事務分掌規則に児童虐待のことが何もないのです。こども家庭課で云々だけなのです。これをしっかりと載せてみたらどうですか。

◎（鯉淵こども青少年局長） 検討させていただきます。

◆（加納委員） 次に、医療機関に児童虐待防止委員会があるのです。そことの連携について今どうなっているのでしょうか。

◎（鯉淵こども青少年局長） 医療機関との連携につきましては、市や区レベルの要保護児童対策地域協議会で情報共有等を図っております。今後は協議会の中の個別ケース検討会議を数多く実施し、医療機関の積極的な参加を求めることで連携を強化してまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 今回子供が搬送されたところの児童虐待防止委員会の説明を伺いました。そこで亡くなった段階ではもう警察に通報するだけで終わりなのです。役所や児童相談所に全く連絡しなくていいわけですから、よくわからない。この辺のシステムは変えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎（鯉淵こども青少年局長） 医療機関も、もう少し正確に言うと、医師も守秘義務を負ってございます。そのような中で今回のようなケースに遭遇した場合には所管の警察に通報することになっておりまして、病院としてはその所管の警察に通報することが自分たちの法的な義務であり、また守秘義務がございまして、私どもも問い合わせをいたしました。個人情報だということでお聞きすることは、実は当初ある程度情報をいただけたのですけれども、改めて細かいことを確認したいと思って、区を経由してですが、確認した際はもう一切個人情報だということ伝えていただくことはできませんでした。

◆（加納委員） 副市長、中核病院だとか本市にかかわるところの児童虐待防止委員会については今言ったような形で非常に壁があるのです。なかなか情報が入ってこない。だから、ここを1回見直すということをしていただけないでしょうか。

◎（山田副市長） 先ほども局長からも御答弁しましたけれども、医師の守秘義務等は法律に規定がありますので、法律を自治体の立場で云々することは非常に難しいわけですが、与えられている法律的な枠組みの中で何ができるかというのは考えていきたいと思っております。

◆（加納委員） それでは、それはそれとして、次に参ります。

先ほど来もありました困難を抱える子供たちへのセーフティーネットについてお伺いをいたします。

先日、本市と若者支援団体K2インターナショナルによる困難を抱える若者たちに対する24時間相談窓口を開設したとの報道がありました。社会におけるきずなやつながりを仮に社会的セーフティーネットと呼べば、こうしたセーフティーネットを若者だけではなく、思春期の子供たちや学齢期の子供たちも強く求めているのではないかと考えております。児童虐待の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会の受け皿も不十分な中で居場所を探し求めています。生活保護世帯など経済的に困窮している子供たち、不登校など学校に行けない子供たち、また学校に行けたとしても勉強がわからず友達もできず、教室の中に居場所がない子供たち、彼らを支えるセーフティーネットを地域みんなで作ってあげていくべきだと思います。

そこで、困難を抱える子供たちに対して地域でのセーフティーネットの形成と寄り添い型の生活、学習支援の試みを始めた経緯についてお伺いをいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 21年度に実施いたしました、都市経営局の生活困難層に関する調査では、両親がいつも不在で、朝食も夕食もコンビニで済ませ、学校も不登校ぎみであるといった、社会の中で孤立し、困難を抱える子供たちが地域に多く存在することが明らかにされました。この事業は、孤立した子供たち一人一人に寄り添いつつ、彼らが自分の未来を切り開いていくための基礎学力を養う学習支援に力点を置くとともに、地域社会全体で彼らの生活を見守り支えていくためのセーフティーネットの形成を目指して開始したものでございます。

◆（加納委員） 4区ですね。神奈川区、南区、泉区、瀬谷区で行われていますけれども、事業から4カ月が過ぎておりますけれども、各モデル区の取り組みの概要と進捗状況についてお伺いいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 神奈川県では神奈川県が事業主体となっており、区内の小中学校や青少年の地域活動拠点などに教職を目指す学生をボランティアとして派遣しております。また、神奈川県にきている留学生を中心に、母国から来た困難を抱える子供たち、往々にして日本語がままならないお子さんたちですが、その子供たちに対する支援プロジェクトが始まっております。南区では、南区青少年地域活動拠点を中心に、小中学校や民生委員・児童委員、青少年指導員などに働きかけ、困難を抱える子供たちを支援するためのネットワークづくりに取り組んでおります。泉区では、社会福祉法人杜の会が、不登校や発達障害、経済的貧困など複合的な困難を抱える中学生に対して高校受験のための学習支援を行っております。瀬谷区では、養育に不安のある世帯を対象に、家庭的な雰囲気の中で、主に小学生に対して学習支援や生活体験のサポートを行うとともに、保護者からの相談や子供の送り迎えなどにもきめ細かく対応しております。

◆（加納委員） この事業は国のふるさと雇用再生基金を活用しております。23年度で補助事業が終了すると聞いておりますが、そこで、24年度以降についてはこの事業をどうするのか、継続するとすればどのように展開していくのか、副市長に伺います。

◎（山田副市長） さまざまな困難を抱える子供たちを学校や教育支援団体、社会福祉法人などが中心となって地域社会全体で支援していく取り組みは全国的にも例がないと聞いております。困難を抱える子供たちの状況を考えますと、将来にわたってますます必要とされる事業であると考えておまして、24年度以降も引き続き事業が実施できるように努めてまいります。

◆（加納委員） 全国にもこのように困難を抱え支援を求める子供たちが多くおります。横浜から始めたこの事業をしっかりと検証し、国に対しても制度化を強く働きかけていくよう要望いたしておきます。

次に、児童福祉施設について伺います。

本市が所管する児童福祉施設の種別と箇所数について伺います。

◎（鯉淵こども青少年局長） 2歳までの乳児が養育を受ける乳児院が3カ所ございます。2歳から18歳までの児童が養育を受ける児童養護施設が9カ所、不良行為または家庭環境上の問題などにより基本的な生活習慣の改善や問題行動の指導を要する児童が自立を目指す児童自立支援施設が2カ所ございます。社会適応が困難になっている児童が心理学的治療や生活指導を受ける情緒障害児短期治療施設が1カ所、18歳未満の児童がいる母子家庭が自立を目指す母子生活支援施設が8カ所ございます。このほかに児童福祉施設といたしましては保育所や障害児関係の施設がございます。

◆（加納委員） 実は私も数カ所行ってきました。茅ヶ崎も行ってきました。所管する施設を見てきましたが、施設の老朽化を初め住環境の劣悪さには大変驚いたのです。厚生労働省はこの1月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会を設置して、居室の面積基準を見直すなど、施設で暮らす子供たちの生活の質の見直しにも着手し始めたところです。

そこで、これまでの施設改修の実績と今後の方針について、耐震基準と生活環境の充実の2点からお伺いいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 横浜市所管の児童養護施設などの耐震診断を行い、その結果を受けて耐震改修を行っておりますが、現在、耐震対策が必要な施設がまだ6カ所残っております。また、16年度から22年度の間、児童養護施設など5カ所について居室の個室化、ユニット化など、入所児童の生活環境の改善を進めております。耐震対策の必要な6施設と、個室化、ユニット化の進んでいない1施設については23年度に老朽施設のあり方検討費を計上しておまして、耐震基準と生活環境の充実という観点から改築等を検討してまいります。

◆（加納委員） 次に、児童自立支援施策の横浜市向陽学園及び横浜家庭学園について伺います。現在では入所児童も10代の非行児童から被虐待児や発達障害の児童に変わってきております。ますます施設の重要性が高まってきておりますが、しかし、男子児童の対象の向陽学園は現在の施設の築年数がもう30年を超えております。老朽化も進んでいることに加え、耐震基準を満たさない建物があるとすれば、これはもうすぐに再整

備が必要だと私は考えております。

そこで、向陽学園の再整備をどのように進めるのか、お伺いをいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 向陽学園は、施設の老朽化や入所待機児の増加に加え、入所児童の中で被虐待児等がふえており、よりきめ細かな対応が求められているなど課題がございます。22年度には管理棟や学習棟の床の張りかえやトイレ改修などを行いました。また、23年度には休止していた児童寮1寮を再開し、定員を8人増加し、22人が30人となる予定です。今後、居室のユニット化など生活環境改善のための児童寮や耐震上問題のある講堂の建てかえとあわせて心理、治療的ケア機能を持つことも含めて施設の再整備を検討してまいりたいと考えております。

◆（加納委員） ぜひお願いします。講堂はもう危ないですよ。それから児童寮だって、あれはもうちょっと工夫してあげないとかわいそうですよ。そして児童自立支援施設は平成9年の児童福祉法の改正により入所中の児童を就学させる義務が課せられました。この4月に向陽学園内に地元小中学校の分校が設置されると聞いております。私も実は見てきました。

そこで、向陽学園への公教育導入による児童の自立支援に対する効果についてお伺いをいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 公教育導入の効果としましては、教員と施設職員がそれぞれの専門性を生かし、児童の自立支援に向けた取り組みを進めることが期待できます。具体的には、教員の配置により学習内容の充実が図られ、児童の学力向上に大きく寄与することが考えられます。加えて、従来学習指導にも携わっていた職員が教員と連携して児童の基本的な生活習慣の改善や問題行動に対する指導に力を注ぐことができるようになると考えております。

◆（加納委員） 次に、女子寮を対象とした横浜家庭学園についてお聞きします。こちらの施設にはまだ公教育が導入されておらず、具体的な導入計画もないようです。そこで、横浜家庭学園への公教育導入の進め方について副市長にお伺いをいたします。

◎（山田副市長） 児童福祉法では、児童自立支援施設の長は入所児童を就学させなければならないと定めておりまして、横浜家庭学園への公教育導入が次の課題であると考えております。法人と教育委員会、こども青少年局との間で協議を始めておりますが、今後も引き続き向陽学園での実施状況や法人の意向も踏まえながら、横浜家庭学園への公教育導入に向けて取り組むことが必要であると考えております。

◆（加納委員） 私も行ってきましたけれども、法人としっかりと連携していただいて、公教育をちゃんとやってあげてください。もう10年たつのですから。

次に、中学、高校期における発達障害児への支援について伺います。

地域療育センターでは乳幼児期から小学校期までを対象に診療や相談を初めとする支援を行っていますが、中学校期以降の思春期年代に対する支援は行っておりません。このため、思春期年代の発達障害またはその疑いのある児童への支援が手薄になっているのではないかと危惧しております。

そこで、思春期年代に対する支援策としてどのようなことを行っているのか、お伺いをいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 中学生、高校生の発達障害児支援については、13年度から小児療育相談センターで医師による診療、ケースワーカーによる相談や学校などの関係機関との調整を行っています。相談者の増加に伴いまして、20年度からは総合リハビリテーションセンターにおいても同様のサービスを提供しています。

◆（加納委員） さらに、思春期における発達障害児支援の課題にはどういうものがあるのか、お伺いをいたします。

◎（鯉淵こども青少年局長） 1つ目の課題としましては、発達障害に関する理解が進まないことです。特に知的障害を伴わない発達障害の場合は、本人、家族あるいは教育関係者も、その児童の生活上の課題が何から引き起こされているかわからないまま思春期まで過ごしてしまうことも多く、結果的にいじめや不登校、ひきこもりなどを生み出す原因になる場合がございます。2つ目の課題としましては、障害についての気づき

ができたとしても、その後につながる相談や支援の専門機関が少ないことが挙げられます。先ほど答弁いたしました市内2カ所の施設による支援では、乳幼児期からの継続した支援や思春期になって新たに支援が必要となった児童のニーズに対応することが困難になってきております。

◆（加納委員） 今後の取り組みとして、発達障害児への支援の拠点を市内方面別に拡充すべきと考えますが、御見解を伺います。

◎（鯉淵こども青少年局長） 学齢後期事業の実施機関では相談希望者が増加している状況ですので、現在の2カ所を将来的には児童相談所や教育事務所と同様に方面別に拡充していきたいと考えています。また、学校や関係機関等に積極的に訪問し支援するアウトリーチの手法やミニグループ活動を通じてコミュニケーションスキルを学ぶことなど、より効果的な方法を取り入れ、支援内容の拡充に取り組んでまいります。

◆（加納委員） きょうは児童虐待をやりました。大変大きな問題です。一生懸命やっているにもかかわらずこんな状況です。どうかしっかりやっていただきたい。それから、医療機関が一番報告件数が少ない。だから、虐待防止委員会があっても、実はさっき局長が言ったように個人の問題として怖いからなかなかできない。このシステムをもう一回本市として確認して対応を考えなければいけないと私は思います。私ども大人のためらいが子供の命を奪っているという、どうか先ほど来の委員からありましたように、一步踏み込んでいただいて、疑わしきをしっかりと確認していただいて対応していただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わります。